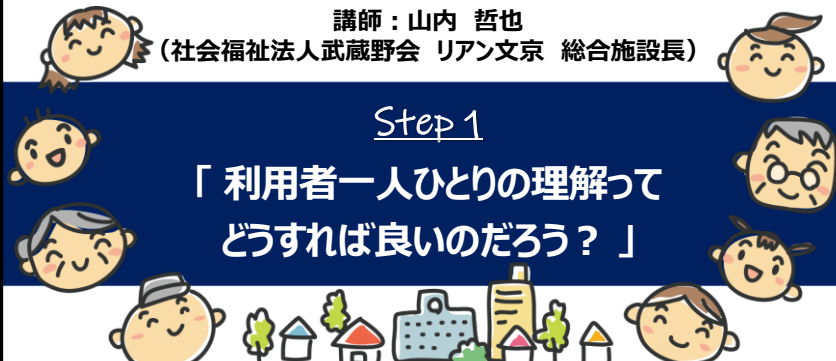


シリーズで学ぶ！新人職員のための基礎知識

講師：山内 哲也
(社会福祉法人武蔵野会 リアン文京 総合施設長)

Step 1

「利用者一人ひとりの理解って どうすれば良いのだろう？」



1

講義のポイント

今回の講義のポイントは…

- ①人間の尊厳と権利の主体者
- ②形式的知識と実践の循環的理解
- ③我と汝の相互変容

…となっています。

2

人間の尊厳と権利の主体者

- 利用者を理解するためには、
私たちの「しごと」の本質を理解することが大切
- 「障がい」という属性に目を向ける前に、
「人間の尊厳」を理解することが重要
- 人間の尊厳の保持は理想ではなく、最低限の約束ごと
- わたしたちの「しごと」は、利用者主体とは何か、
その支援の実際は何かを考えること

3

世界人権宣言（人権に関する世界宣言）

1948年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回の国際連合総会で、
「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択された。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

**全ての人とはひとりの人間として尊重されて生きる権利がある
社会は人間らしく生きられる条件を整える責任を負う**

※第二次大戦前は国内問題不干渉義務により「人権」は国内問題とされた。
世界人権宣言を端緒に「人権」は国際人権法に規定されるようになっていく。

4

日本国憲法 1946年

- 3つの 基本原則
 - 「国民主権」
 - 「基本的人権の尊重」
 - 「平和主義」
- 第3章「国民の権利及び義務」
 - 10～40条までの31条が基本的人権に関する記述
 - 平等権、自由権、社会権、請求権、参政権に大別
 - 新しい人権 環境権、プライバシー権、知る権利、アクセス権

5

基本的人権の保障 ～人権の固有性、普遍性、不可侵性～

- 平等権…… 差別されない権利
- 自由権…… 自由に生きる権利
- 社会権…… 人間らしい最低限の生活を送る権利
- 請求権…… 人権が守られるように国に請求する権利
- 参政権…… 政治に参加する権利
- 環境権…… 人間らしい環境で生活する権利
- プライバシー権・個人のプライバシーを尊重される権利
- 知る権利…… 政府が管理している情報を知る権利
- アクセス権…… マスメディアに反論する権利

6

国民の権利

- 憲法11条 基本的人権**
 - 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 憲法12条 自由及び権利の保持義務と公共福祉性**
 - この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 憲法13条 幸福追求権**
 - すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 憲法14条 平等権**
 - すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。
- 憲法25条 生存権**
 - すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

7

障がい者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

- 医学モデル⇒社会モデル
- 意思決定支援 自己決定
- 障がいに基づくあらゆる差別を禁止
 - ⇒「合理的配慮の否定」も差別となる
- 障がい者の社会参加し、包容されることを促進
- 条約の実施を監視する枠組みを設置 等
 - ⇒障がい者政策委員会

8

障がい者権利条約のスローガン

「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」
Nothing about us without us !

障がい者本人の視点から作られた条約である

9

支援の2つのタイプ

Person Planning

- 問題は環境にある
- 夢や希望に焦点（長所）
- 本人等が意思決定
- 環境を変える
- QOLの向上
- 本人中心の働きかけ
- 寄り添う支援の視点

System Planning

- 問題は本人にある
- 障がいや老化に焦点（短所）
- 専門家が決定
- 本人を変える
- 障がいの軽減
- 制度準拠的な働きかけ
- 垂直関係になる援助の視点

↓

結局それはどうということ⇒Aさんの個別支援を定義をする

10

形式的知識と実践の循環的理解

利用者の理解は形式的な知識の習得と実践的な理論で促進される

- ① 医学・心理・社会的・全体的存在として捉える視点を養う
- ② 障がいの基本的知識や支援スキルを学ぶ
 - ・ 継続的な情報収集や学習によって知識ベースを構築する
 - ・ 体系的に継続的に学ぶ。まず利用者の障がいについて書いてあるテキストを一冊読む
 - ・ 5つのチャンネルを活用。
自分、同僚・上司、 図書、インターネット、勉強会など
 - ・ 実践するために学んで工夫して活用する探索的な学習

11

形式的知識と実践の循環的理解 つづき

- ③ 科学的支援を実践する。
 勘や思いつきではなく、根拠による支援を今から心がける
 - ・ 支援実践過程を意識する
（観察・記録・調査・仮説・検証の循環的な思考）
 - ・ 支援の原点や基本的視点をブレさせない。
何のために、何を実現するのか？
そのために必要なことは何か探索する姿勢
- ④ 人間対人間の対等平等なかかわりと、
信頼関係の構築を通して学ぶ共感的理解
- ⑤ 自律する。自分で意識して支援し、自己評価する

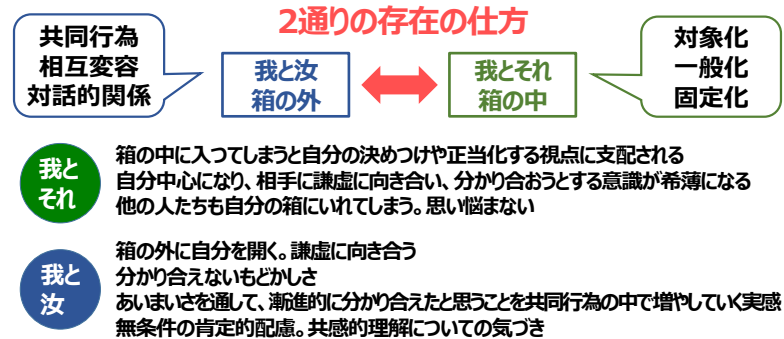
12

支援の基本的考え方

- ノーマライゼーション あたりまえの生活
- インクルージョン 共生の社会
- 基本的人権の尊重 対等平等の関係
- 利用者本位 意志決定支援 意思表示支援
- 生涯発達 共に成長し続ける存在
- 自立の支援 共に支えあう関係

13

わたしとあなたの関係 ～我と汝の相互変容～



14

締めのひと言

- 援助を求める人の**味方**に立つこと
→ **そのためには知識が必要**
- 援助を求める人の想いや言葉に耳を傾け、
人々が何を感じ、経験しているのかを**理解**すること
→ **そのための練習が必要**
- 援助を求める人とあなたの、信頼への**相互変容**が大切
→ **そのためには共に歩むことが必要**

15

今回の課題

「私たちの仕事とは、なにか？」を考える

※下の「〇〇」に自分の考えを書いてみましょう

「〇〇を〇〇する仕事」

障害者権利条約の条項、諸権利について調べる

16